	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯二十六度十二分三十五秒、東経百二十七度三十八分三十五秒の点 二　北緯二十六度十三分〇秒、東経百二十七度三十八分五十六秒の点 三　北緯二十六度十三分二十二秒、東経百二十七度三十八分五十六秒の点 四　北緯二十六度十三分二十一秒、東経百二十七度三十九分三十一秒の点 五　北緯二十六度十三分十五秒、東経百二十七度三十九分四十四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十一　陸上自衛隊保良訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県宮古島市	沖縄県宮古島市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
城辺字保良前方原三百九十番地	城辺字保良（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十四度四十三分四十七秒、東経百二十五度二十五分五十七秒の点 二　北緯二十四度四十三分三十四秒、東経百二十五度二十六分〇秒の点 三　北緯二十四度四十三分十九秒、東経百二十五度二十五分四十九秒の点 四　北緯二十四度四十三分九秒、東経百二十五度二十五分三十四秒の点 五　北緯二十四度四十三分八秒、東経百二十五度二十四分五十五秒の点 六　北緯二十四度四十三分二十七秒、東経百二十五度二十四分三十一秒の点 七　北緯二十四度四十三分四十六秒、東経百二十五度二十四分十九秒の点
	城辺字新城、城辺字福里及び城辺字保良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

百八十二　海上自衛隊横須賀地方総監部船越庁舎

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
船越町七丁目七十三番地	浦郷町一丁目及び船越町七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十五度十八分四十一秒、東経百三十九度三十八分四十二秒の点 二　北緯三十五度十八分二十三秒、東経百三十九度三十九分一秒の点 三　北緯三十五度十八分二十秒、東経百三十九度三十九分五秒の点 四　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点 五　北緯三十五度十七分三十九秒、東経百三十九度三十八分五十二秒の点
	浦郷町一丁目、二丁目及び三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、追浜町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追浜東町一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、湘南鷹取二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目、田浦港町、長浦町一丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、浜見台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目、二丁目及び五丁目から八丁目まで並びに港が丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。